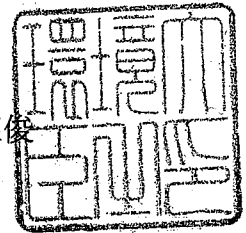


諮 問 第 205 号
 環保安発第 061124003 号
 平成 18 年 11 月 24 日

中央環境審議会会長
 鈴木 基之 殿

環境大臣
 若林 正俊



今後の化学物質環境対策の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
 今後の化学物質環境対策の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 18 年 4 月 7 日に閣議決定された第三次環境基本計画は、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組を重点分野政策プログラムの一つに位置づけ、中長期的な目標及び施策の基本的方向を設定した上で、科学的な環境リスク評価の推進、効果的・効率的なリスク管理の推進、リスクコミュニケーションの推進、国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応を重点的取組事項に定めている。

今後は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の次期見直し等において、重点的取組事項に沿った施策をより具体化し、強力に展開していくことが求められている。

こうした状況等を踏まえ、今後の化学物質環境対策の在り方について、所要の検討を行う必要がある。

第三次環境基本計画(化学物質)

<中長期目標(2025年頃まで)>

- ・リスクに関する科学的な知見の充実
- ・予防的アプローチの適用
- ・理解と相互信頼関係の構築と行動
- ・国際協調と国際貢献

<施策の基本的方向>

- ・科学的な取組
- ・未然防止の確保
- ・理解と信頼の醸成と基盤整備
- ・国際面での情報発信と貢献

<重点的取組事項>

- ①科学的な環境リスク評価の推進
- ②効果的・効率的なリスク管理の推進
- ③リスクコミュニケーションの推進
- ④国際的な協調の下での国際的責務の履行と積極的対応

中央環境審議会

<諮問>

第三次環境基本計画を踏まえた
今後の化学物質環境対策

<法定見直し>

平成19年以降 化学物質排出把握管理促進法
平成21年以降 化学物質審査規制法 等